

平成25年度第1回
大阪市地域包括支援センター運営協議会
会議録

平成25年6月21日(金)開催

白澤委員長

今日は第1回の地域包括支援センター運営協議会になるんですが、足元の悪い中たくさんお集まりいただきましてありがとうございます。

今日は議題が2件、そして報告事項が5点ございます。

議題から入らせていただきますが、地域包括支援センター及び総合相談窓口（ランチ）の研修につきまして事務局から説明をお願いいたします。

【議題：地域包括支援センター及び総合相談窓口（ランチ）の研修について】

事務局（藪本）

福祉局高齢者施策部在宅支援担当課長の藪本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

それでは1点目の研修についてご説明させていただきます。

まずの資料をごらんいただけますでしょうか。1ページ目でございます。

地域包括支援センターの職員の研修でございますけれども、24年度からこの研修につきましては初任者・中堅者・管理者という形で、経験年数に応じた階層別の研修を取り入れたところがございます。初任者につきましては、包括の活動の基本的な内容ということで押さえております。中堅者につきましては援助技術を深める内容、そして、管理者につきましてはセンターの管理に関する内容というふうな形で研修会を実施しておりまして、内容につきましては資料にお示しをしております。

おおむね、どの研修も60名前後参加いただいております、非常に積極的に参加いただいているという状況になってございます。

次の2ページ目も、全体研修ということで地域包括支援センターとランチの職員の方を対象にした研修。24年度につきましては地域包括ケア等を中心にしまして、少し目新しいところでは高齢者の方の感染予防というようなテーマを取り入れております。あと、委託研修と新設の包括の研修という形で取り組みました。

24年度の研修を振り返っておりますのが3ページでございます。この階層別の研修を初めて取り入れたわけですが、期待できる成果というところを書かせていただいております。経験年数に応じたテーマで開催できるために効果的な研修となったのではないかなというように感じております。

また、階層別には求める役割と専門的な知識がやはり明確になってきますので、研修を企画するほうとしても比較的立てやすい状況になっております。

研修でグループワークを実施する場合、経験年数が違う方がいますとそれはそれで経験のある方のいろんな発言を聞くことによってメリットはある訳ですが、同じ経験年数の方でグループワークをすることにより、同じ課題や悩みを抱えているということが分かり合え、結構討論が深まって有意義な研修になったというふうに感じております。

最後ですけれども、現場的には研修の対象者を選びやすく特定の職員の方に受講が偏らないというようなメリットが期待できたかなというふうに思っております。

実際にアンケートをとっておりますけれども、比較的好評で満足度は高かったという結果を得ております。

アンケートで、今後研修に期待する内容をしております。中堅者では、困難事例、地域ケア会議、そしてまた地区診断、ファシリテーター、成年後見等々というふうな中身の期待がございました。また管理者の方では、ネットワーク、それと地域包括ケアについて、それと原因疾患に沿った認知症高齢者への支援について。疾患によって対応が異なっていくというふうなあたりで、もう少し深く学びたいというご意見もございました。あと、リスクマネジメントとスーパービジョンの実践というふうなご意見がございました。

こういったご意見を受けまして、平成25年度、4ページですけれども、研修を計画させていただいております。初任者研修では、今年度につきましてもやはりここは基本的なところということで、地域包括支援センターの包括的支援事業。これは各包括の取り組みの実践報告から学んでいただきたいなというふうに思っております。そして次に、包括支援センターの業務とはどういったものなのかというふうなところの押さえを講義形式でしていきたいと思っております。

中堅者の研修でございますけれども、これは個別相談におけるスーパービジョンの視点を身につけるというふうなことで、中堅になりますと新任の職員の指導、それとケアマネさんですね、地域のケアマネさんのほうからいろいろ助言を求められるというようなことが多いということで、そういったニーズに対応するためのスーパービジョンということで、研修を2回計画させていただきました。

管理者の研修でございますけれども、計画的な地域包括支援業務の進め方ということで大阪市ではしっかりやっけていただいているんですけども、非常にユニークな取り組みをしている他都市の包括の活動も聞いてみたいという声もありましたので、他都市の包括の活動から学んでいただくと。そして、民事トラブルの対応ということで、弁護士の先生からご講義いただく形にしております。

次のページ、全体研修・地域包括支援センターと総合相談窓口の職員の研修でございますが、これにつきましては今年度回数をふやしております。

これは、今年度からランチの充実を図っております。ランチの職員を0.5人から1人に拡充をしまして、支援の内容も、来るべき高齢社会、特に認知症支援、虐待支援というふうなところに力を入れていただきたいということでランチの充実を図っておりますので、そのあたりをしっかりとランチの方にも学んでいただきたいということで、総合相談の体制強化に伴う業務のポイント、そして虐待防止、認知症の支援、そして地域包括ケア、それと、今回いろんなところからニーズのありました精神疾患の方の基本的な理解と支援のポイント。認知症の方の支援というのはある程度、研修も実施してきていますが、やはり精神疾患の方の支援というのは非常に困っているケースが多いというお声

がありましたので、こういう内容を追加しました。

そして最後ですが、地域包括支援センターのワーキングでいろいろ研究テーマを見つけて活動しておりますので、そのまとめ、その活動の報告を2月に予定しております。毎年と同じですけれども、外部の研修に行っていただくということと、新設の包括の研修をしっかりとやっていきたいというふうに考えております。

研修につきましては以上でございます。

白澤委員長

どうもありがとうございました。

昨年度の研修と、今年度どういう研修をするのか、それでランチを0.5人から1人にしたということでそれにあわせて研修も少し厚いものに変更したと、こういうことでございますが、一応議題でございますから何なりとご意見いただければと思いますが、いかがでしょうか。

このような研修を進めていくということによろしいでしょうか。

それではお認めをいただいたということで、研修を今後一層進めていっていただくということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして2番目ですが、平成24年度の各区の地域包括支援センター運営協議会の報告についてお願いいたします。

【議題：平成24年度各区地域包括支援センター運営協議会の報告について】

事務局（藪本）

それでは、の資料をごらんいただけますでしょうか。

1ページめくっていただきまして、まず、内容の報告をさせていただきます前に、各区の運営協議会の開催の状況について概要をご説明させていただきます。

まず、23年度までは、区の運営協議会は基本的に2回実施していただいていた。前年度の報告、その年の活動の計画、それと評価についての承認という形で2回ということにしてございましたけれども、やはり区の運協も活性化、充実させていかなければならないということで、24年度からは、2回目、包括のネットワーク構築に向けての取り組みの報告会というのと、4回目の地域ケア会議のまとめというところを追加しまして、合計4回運協を開催してくださいということで区にお願いをしております。

この24年度につきましては、欄外に書かせていただいているんですが、経過措置期間としまして、できるだけ4回実施をしていただきたいというお願いをしてきたところでございます。

次のページ、めくっていただきますと、そういう状況で24年度の運協を振り返ってみますと、ネットワークの構築に向けて運協等で取り組みの報告会をやっていただいたとこ

ろが、中央、住吉、東住吉、平野、4区ございます。ケア会議のまとめということで、報告を運協の中でしっかりとやっていただいたところが16区、意外とたくさんの方がいろんな形で報告をしていただいたんだなというふうに感じております。

今回は運協の報告ですけれども、特にネットワークとケア会議のまとめについての報告ということで、各区の状況をまとめさせていただきました。

また、この具体的な内容に入ります前に、少し地域ケア会議のご説明を簡単にさせていただきたいと思います。これにつきましては、21ページ、ごらんいただけますでしょうか。

23ページからは国の通知を参考資料として添付させていただいておりますけれども、地域ケア会議とはどういったものなのかということも21ページにまとめさせていただいております。

実は、地域包括支援センターの設置運営について、一部改正がこの3月29日になされております。この包括の設置運営の中に地域ケア会議の開催が位置づけられた背景というのを少し簡単にご説明したいと思っておりますけれども、まず国はこの間ずっと地域包括ケアシステムの推進・実現ということを高齢者施策の一番の目的ということで進めております。これは、高齢者の方が住みなれた地域で自立した生活を送ることができるように、医療・介護・予防・住まい及び生活支援サービスが、日常生活の場で切れ目なく提供できる地域での体制ということでございます。この地域包括ケアシステムを実現していくためには、1番目としまして、高齢者個人の方に対する支援を充実させていくということと、2番目としまして、1を支える社会基盤をいろいろ整備していかなければいけない、しかもこれを同時に進めていかなければいけないというふうにしております。これらを推進する1つの手法としまして、この地域ケア会議が位置づけられたところでございます。

この地域ケア会議の機能としましては、国のほうは強くなるというふうに言っております。1つ目としましては、いろんな職種の方が協働して個別の事例の支援内容を検討することによって高齢者の方の問題の解決を支援するとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高めていくという、個別の課題の解決能力を高めていくという機能。そして、2つ目としまして、1を通じた高齢者の方の実態把握や課題解決を図るために、地域の関係機関等の相互の連携を高め、地域包括支援ネットワークづくりを構築するというネットワークを構築する機能があると。3点目としまして、個別の課題の分析を積み重ねることによって、いろんな事例の検討を重ねることによって、その地域で共通した課題を浮き彫りにしていくという、問題を発見する機能があるとしております。4点目としまして、いろんな介護保険などの行政サービス以外のインフォーマルなサービスとか地域の見守りネットワークなど、地域に必要な社会資源をつくりあげていく、開発していくという社会資源の開発機能というのがあると。そして、5点目としまして、そういった中で地域に必要な取り組みを明らかにしていったら、その政策を立案・提言していくというふうな機能がある。5つの機能があるというふうに言っております。

これが包括とどう関連しているのかということですが、一番最後の28ページの図を少しごらんいただきますと何となくイメージが湧いてくるかと思うんですけども、A包括、B包括ございますけれども、それぞれ包括の中で地域ケア会議、個別のケースの検討をしていただきます。その個別ケースの検討をする中で、それぞれの地域の課題が明らかになってくる、発見される、把握されていくということで、それが発見されれば、地域づくり、こういった社会資源の開発が必要なのかというふうな検討が地域の中でなされると。それをもとに政策の形成、介護保険の事業計画など具体的な行政計画を位置づけていくというふうに、問題をしっかりと吸い上げて最終的には政策形成に反映させていくというふうなことが地域ケア会議の主な役割であるというふうに国は言っているわけでございます。

ちょっとあちこち行きますが、もう一度21ページに戻っていただきまして、国のほうは25年3月29日に位置づけたわけですけども、大阪市のほうはもう少し早くからこの地域ケア会議に取り組んでおります。まず、平成22年には地域包括の活動をしっかりと評価していくことが地域包括の活動の質を高めていくことにつながるということで、評価指標を作成いたしました。その評価指標の中にネットワークの構築という項目を設定しておりまして、そのネットワーク構築のためにこういったことをやらなければいけないのかということの中に、1つは月1回から2回、しっかりと地域ケア会議を開催しましょうということと、2つ目としまして、いろんな専門機関と年2回以上、連携強化のための会議を開催しなさいということ、そして、3点目としまして、住民の組織の方と年2回以上会議を開催しなさいというふうなことを評価の指標として位置づけております。

ほぼどの包括もこれにつきましては実施されているという状況になっております。さらに、もう少しこれをしっかりとやっていたくために、24年度には応用評価基準というのを設けまして、このネットワークをもう少ししっかりと評価するという仕組みをつくりました。この中で、個別のケースの検討の地域ケア会議をやりなさいということ、それと、事例を検証していくための地域ケア会議を開催しなさいということ、そして、地域ケア会議から見えてきた課題のまとめをしっかりとやってくださいというふうなことを、包括のほうにお願いをしてきたところです。こういったことを踏まえまして、包括のほうは地域ケア会議をやり、そして各区の運営協議会のほうで報告をされているという状況になっているわけでございます。

3ページ目に戻っていただきまして、その結果16区ではございますけれども、地域ケア会議のまとめというのが、今般、大阪市のほうに提出をされてきております。全て説明しておりますと時間がかかりますので、少しユニークな取り組みをしているところのご紹介をしてかえさせていただきたいと思っておりますけれども、まず7ページ、これは鶴見区でございますけれども、それぞれの包括でこういった対象者の方のケア会議をやったのかというふうなところを地図上で落としております。そして、下のほうのまとめとしまして、どういうケースが多くあがってきたのかという鶴見区の特徴をまとめて報告をされて

いるというような状況になっております。こういう資料を用いて区の運協のほうで報告をされたんですけれども、その結果の運協のほうの議事録が4ページの鶴見区のところ見ていただきたいと思いますが、地域ケア会議についてということで意見と要望ということで、鶴見区の包括の圏域ごとにご意見が出ているようですけれども、鶴見区地域包括支援センターの圏域では障がい者の方に対する地域ケア会議がないと、関係者に入ってもらってノウハウを学んでもらってはどうかとか、地域の人も観察の目を持つ必要があるので、認知症サポート医を呼んで勉強会をしてはどうかというふうなご意見。そして、西部の包括の圏域では、地域の参加者がほかの包括と比べて少ないのはなぜなのかとか、もっと地域をケア会議に参加してもらうように、これは地域の住民の方ということだと思えるんですけれども意見が出ております。ALSの患者さんの医療や介護はどのようにしているのか、専門医とどのような連携をしているのか、これは事例に関してのご質問ですが、そういったものであるとか、地域と関係機関が情報をどのように共有していくのが今後の課題であるというふうなご意見が出ております。

南部につきましては、アルコールの問題は地域の人に説明しにくいし、地域がかかわりにくいというふうなことであるとか、こういったアルコールの学習会をしていってはどうかというふうなこと。そして、独居の方をもっと洗い出していく必要があるのではないかと。地域ケア会議には参加しているけれども、個人情報をお蔵にするので、もう少しこの会議の開催に工夫が要るのではないかと。というふうなご意見が出てきております。

地域の課題を議論するということまでには至っておりませんが、運協の中で非常に活発にいろんなご意見が出てきたなというふうなことがうかがわれるようなケア会議の報告となっているかと思っております。

次に、住吉区の報告書を参考に添付させていただいておりますけれども、住吉区は事前に地域ケア会議の報告書式をそれぞれの包括の間で書式の取り決めをしまして、同じような形で地域ケア会議の報告をされております。非常に課題もわかりやすいですし、それぞれの包括の特徴がこれでわかるのかなというふうに思っております。

最後に東住吉、13ページ、少しご紹介させていただきたいと思いますが、東住吉は区社協包括、北包括、中野包括、矢田包括ということで、それぞれの地域の特徴を表にされております。そして、ケア会議の参加についても表に落としておられますけれども、それを14ページではグラフに落とされて、そして15ページでは参加者の状況をグラフに落としておられます。非常にこれを見ますと、包括ごとに地域ケア会議の参加者に、少し偏りといいますか特徴があるなというふうなところが見てとれるかと思っております。それをさらに16ページ、17ページでは、個別の事例の開催と地域の課題の会議をどれぐらいいやったのかということを一覧表にされておまして、それぞれの包括のケア会議の開催の状況ですとか、参加者の健康ですとか今後の改善策、それを圏域ごとにまとめておられます。非常に熱心にまとめにも取り組んでおられる様子がうかがえました。ただ、区の運

協のほうでは、こういった課題に対して運営協議会の委員の先生方からいろんなご意見をいただいて討議するということまでは、ここもまだもう少し行っていないのかなというふうなことには感じますけれども、非常に熱心にご報告をいただいたのかなというふうに思っております。

全般、16区熱心にやっていただいておりますけれども、今後はもう少し運営協議会の場で議論を深めるというふうなところの工夫が必要なのかなというようなことを感じました。

19ページでございますけれども、こういった各区の地域ケア会議の報告を大阪市のほうでまとめさせていただきました。

まとめでございますけれども、共通した課題としまして、一番上、認知症高齢者の支援というのがやはり課題であるなというふうに感じていられるところが多いようです。

地域ケア会議を開催する必要がある支援困難ケースの半数以上がやはり認知症の高齢者であるというふうなことと、支援困難な状態になって初めて相談があがってくるので、周辺症状を呈する場合は近隣とのトラブルになっていることが非常に多いケースがあがってきていると。

独居高齢者の支援の課題ですけれども、これも地域ケア会議を開催する必要がある支援困難ケースの約半数がひとり暮らしであると。それと、この独居高齢者は地域とのつながりを望まない方が多いというふうな、そういった特徴も見られるということです。

高齢者の虐待ケースの支援の課題ですけれども、虐待ケースの多くはやはり認知症を有しているということ、それと高齢者自身が疾病とか障がいを抱えていることも非常に多く、虐待者が子どもさんの場合は、同時に経済的に自立できていないようなケースが非常に多いということ。そして、虐待者自身への支援をする担当者がいないというふうな課題が多かったように思います。

4番目としまして、複合課題のケースの支援ということでございますけれども、やはり地域ケア会議を開催する必要がある支援困難ケースというのは、家族の方にいろんな疾病があったり障がいがあったり、支援困難ケースと申しますが、課題が多い家族が多いということでございます。支援を拒否するケースというのは、信頼関係づくりとか地域での見守りが必要でありますけれども、長期のかかわりとなりますので地域で孤立していることが非常に多い、この辺はどう入り込んでいくのかというふうなところが非常に課題であるというふうなことが多くのところから報告がございました。

金銭管理ができてない高齢者支援というのは、あんしんさぼーと等利用できる制度に限りがあるので、支援者が金銭管理をせざるを得ないような場合もあるというふうなことでございます。

その他につきましては、市域の南部では生活保護の受給者に支援困難事例が多いということと、アルコールの課題が結構見受けられました。それと、介護保険のサービス事業者からの相談が非常に多いということですね。それと、他職種協働の課題、特に医療分野と

協働して支援をしなければいけないケース、あるいは行政といろいろ連携をして支援をしなければいけない課題のケースがあるというふうな報告が多かったかというふうに思っております。

こういったこと、区のほうで解決していただかなければいけない課題と、大阪市として課題認識を持って取り組んでいかなければいけないものがあるかと思っておりますけれども、今後に向けてでございますけれども、四角囲みの中でございますが、見えてきた課題に対しまして、区レベルで取り組むべき課題と市レベルで取り組むべき課題を整理しまして、それぞれ関係機関の代表者による検討が必要ではないかなというふうに思っております。こういう課題をどう吸い上げていくのかという仕組みづくりは、今、大阪市のほうでも整理をしている途中でございますが、このあたりはしっかりとやっていきたいなというふうに思っております。その仕組みづくりはまだ経過途中ではございますけれども、そういった中でも市として取り組むべき課題としまして、1番目としまして、認知症とか独居の高齢者の方が地域で安心して暮らせるような地域包括ケア推進のための具体的な方針、それと、成年後見制度や金銭管理が必要な高齢者の支援のさらなる充実、そして、医療分野を中心としました他職種協働で支援する取り組みと申しますか仕組みづくり、そして、高齢者支援において行政の役割の明確化。非常に地域包括が力をつけてきていることによりまして、行政との連携・役割の明確化というふうなところも今後の課題なのかなというふうに感じております。

以上でございます。ちょっとまだ仕組みとして十分決めきれてないところがございませうけれども、色々ご意見いただけたらと思っております。

白澤委員長

どうもありがとうございました。

昨年度の区の地域包括支援センターの運営協議会の報告でございますが、多様な取り組みが進んできているということだと思いますが、何かご意見ございませんでしょうか。

中尾副委員長

地域ケア会議の報告等に関しては、後で質問させていただきたいと思うんですけども、今まで三層五段階のサービス調整チームで実務者会議と代表者会議等があって、それを高齢の委員会のほうに区から意見があがってくるというようなシステムがありますね。

それが今はどうなっているのか、平成25年度からどうなっているのかというところの部分と、あと、この地域ケア会議という部分の位置づけというのはどうなっているのかというところをちょっと事前に教えていただきたいなと思うことと、連町がふれあい喫茶とかコミュニティプラザとかそういうのをつくって、例えば商店街の一角のところでもそういうふうな活動をしているというのがあって、見守りとかふれあいとかそういうのをしてい

るわけですね。その部分との関係はどのようになっているのか、連合町会との関係はどのような流れになっているのかということと、昨年度から行われている地域活動協議会と言われている部分で、例えば私、東淀川区なので独居高齢者の方々を見守っていきましようということを活動の第一方針でやっておられることがあるんですね。

各区各区で独自にやられている部分のことと、ここの部分との関係性というんですかね、そこのところ何かちょっとはつきりわかりにくいんですが、まずそこところが今どのような現状になっていてということをお教えをいただいて、今出てきた部分についてちょっとまた質問させていただきたいと思うんですが、よろしくをお願いします。

事務局（藪本）

サービス調整会議の件なんですけれども、昨年度から区長の権限が非常に大きくなっておりまして、今までは区からあがってきた子ども・高齢・障がいの課題を大阪市のほうにあげていただいていたわけなんですけれども、区で解決すべきものと大阪市のほうにあげていただかないといけないような課題を、区長の権限が強化された中でどう吸いあげるべきなのかという、そのあたりの整理を今ちょっとしておりまして、ただ何らかの形で高齢者の問題は高齢者の介護保険事業計画あたりに反映させなければいけないというふうな課題認識は持っております、今その仕組みの整理を進めている途中でございます。

それと、ふれあい喫茶とか、そういった地域で行われている見守りの事業と、こういった地域包括の活動がどういうふうに関連しているかというふうなところだと思うんですけれども、ふれあい喫茶だけではなくて、高齢者の例えば食事サービス事業でありますとか、ほかにもいろいろ地域で独自の取り組みをしているものがあります。

包括のほうは区のほうとしっかり連携をとりまして、今、区独自のどんなサービスが行われているのかというのをしっかりとつかんでいただいておりますので、必要な方へのサービスが使えるのかというふうなところをしっかりと考えながら、サービス調整会議やネットワーク会議であるとか、その方への支援というのをマネジメントしているというふうに思っております。

ですから具体的に言いますと、ひとり暮らしの方でどこにも行くところがないと、ひとりずっと家の中に閉じこもっているというふうな方につきましては、あそこの憩いの家で食事サービスやっているから何曜日と何曜日に行ったらどうみたいなそういう勧め、ふれあい喫茶やっているから出てきませんかというふうな、そういった活動・勧奨をいただいているというふうに思っております。

地域活動協議会と包括の活動ということなんですけれども、地域活動協議会は地域の中でいろんな組織の方が集まって、その地域で必要な活動をいろいろ検討して、活動を自分たちで考えていこうというふうな組織だというふうに思っております。それは高齢に限らず、いろんな地域の課題というふうなことで検討していただく場だというふうに思っております。ここにつきましては、今後、包括と地活協がどういう連携をとっていくのかというの

は、ちょっと私たちもこれからしっかりと考えていかないといけないのかなというふうに思っております、ここはまだ少し手がつけられていないというのが正直なところでございます。

中尾副委員長

ありがとうございます。

地域ケア会議に出席するのに、言ってみれば連町の役員さんが少ないとか、医療機関の参加が少ないとか、そういう問題になっているわけじゃないですか。

そしたら、今のところを見てみると、医療機関のほうが少ないというのに関しては、時間調整していただくとか何かそういうことでやっていくということになっているんですけども、地域で今一生懸命活動されていて、婦人会とかいろんなところあるじゃないですか。そのところの連中が出てこないような地域ケア会議というの、なかなかもう一つかなというふうに思って、その後、別々に動いているんじゃないかなというふうに思ったのでちょっと質問させていただいた。

白澤委員長

事務局、何かありますか。

事務局（藪本）

まさにおっしゃるとおりです。

特に地域活動協議会なんかは本当に地域のいろんな方が集まられての場ですので、そういったところとしっかりと何か手を取り合って連携して、こういった課題をしっかりと検討していけたらなと思っておりますので、今後の宿題にさせていただきます。

白澤委員長

他にいかがでしょう。

新田委員

僕のほうから、各区の運協ですね、これについて教えてほしいんですけども。

これは各区に運協をつくったときにたしか議論をして、地域包括の評価の1つは、いろんな組織から出てきてもらってネットワーク構築、自分の組織に帰っていてやってもらう。これ24区の、例えばある区からは住民組織が入ってないという話も聞くんですね。当初何かあったんですね。区の運協に例えばこういう団体の人を入れてくださいって最近見ないんですけども、去年から配置された担当者はそこら辺十分認識して、例えば地域の代表者であるとか、区役所縦割りの中で、ある区は生活保護が入っているけど、ある区は全然もう乗ってこないとかそういう話も聞いたりするんですね、そこら辺が実態とし

てどうなのか。

それともう一つは、区によっては非常に温度差があるんですけれども、新たに配置された担当職員が果たして地域包括のいろんなことを、情報の共有化であるとかスーパーバイズとかいろんなことができているのかどうなのか。それと今日の資料、そういう意味で言えば、先ほど今年から担当者も研修に入れてくわけですよ、そういう意味では非常にいいことだと思うんですけれども、中には非常に地域包括と区の新たに配置された担当者との間の温度差というのはよく聞くと、ここら辺をどうされているのかと。

もう一つは、地域ケア会議がどんどん活性化することによってスーパーバイズ機能が要りますよね。タイムリーな。これについて、たしか研修・情報センターかなんかがプロポーザルかなんかで落としたやつですよ。違ったかな。そこら辺のスーパーバイズ機能がうまく機能しているのか、そこら辺をどうされているのかということについてちょっと教えてもらいたい。

白澤委員長

それじゃ事務局お願いします。

事務局（藪本）

運協の構成要員につきましては、基本的にはこういった方たちを構成要員にさせていただきたいというふうなことはお願いをしておりますけれども、ちょっとここ数年、しっかりと実態については確認しきれていないところがございますので、ちょっと至急にもう一度確認をしまして、しっかりと地域の市民の代表者の方が入っていただけているのかどうかというふうなところは確認をしたいと思います。入っていただけているものというふうに少し思い込んでしまっておりましたので、至急その点につきましては確認をさせていただくとともに、次年度からそのあたりについてはしっかりと周知をし、確認をしていくシステムにしていきたいと思います。

それと、担当職員の温度差といいますか力量といいますか、そういったあたりですけれども、こういう一般的な研修だけではなく、この担当職員の方を中心とした研修ですとか連絡会ですとか、そういったことを開催しておりますので、そのあたりでしっかりと落とししていきたいと思えます。

特にうまくやれているような事例を用いながら、しっかりとノウハウも含めて落とししていきたいなと、それと活動のイメージというのも持っていただけるように働きかけていきたいなというふうに思っております。

それと、そこらあたりで包括の職員との連携の重要性というふうなところ、またこれも研修の企画のやり方かもしれませんけれども、包括の職員とその連携担当者との何かうまい研修のあり方を工夫して、しっかりとできるように大阪市としても働きかけていきたいなというふうに思っております。

スーパーバイザー。高齢者サポート事業のことでしょうか。

新田委員

この中に、たしか項目として地域包括への相談というのがあったような気がするんだけど。なかったかな。

事務局（小倉）

高齢福祉課長の小倉でございます。

今お尋ねの件でございますけども、おっしゃるように、西成の社会福祉研修・情報センターのほうに委託をいたしまして、例えば地域包括等でそういうスーパーバイザーを求めような事例については専門家を配置するというので今やっております、相談事業ということで今現在もやっております。ですから、それは映りがどうなるか別にいたしまして、一応その相談についてはちゃんとお答えする体制は整えておるといふふうに理解をいたしております。

新田委員

それは実際、周知されて活用されているんですか。

事務局（小倉）

そこら辺のことも、これ去年からだと思いますが委託をしておりますので、周知についてはちょっと、まだ不足であればもう少し周知のほうは考えていきたいと思っておりますけれども、その辺、実績積んでいることは間違いがございませんので、周知についてはまた考えていきたいというふうに思っております。

事務局（藪本）

そうですね、活用・利用頻度でありますと利用の内容等の状況をしっかりちょっと把握をしまして、包括のほうからも、またそのあたりについては、活用状況とか活用のメリットみたいなところ、しっかりと少しつかんでいきたいなと思っております。

新田委員

支援困難事例はこれだけ増えてきてケア会議を開催するときに、地域包括職員としては、前もってとか終わった後に、スーパーバイズしてほしいですね。だからそこら辺の窓口について別に、1つでなくてもいいんですけども、どこが、区役所の担当者なのかその研修・情報センターの複数でもいいと思うんですよ。やっぱりそういうふうに持っていかないと、包括ばかりがたまってしまおうというか、何かそこら辺ちょっと一回考えていただきたいなという。

事務局（久保）

はい、いろんなご意見頂戴いたしました。

当然、今現在、大阪市自体が地域でのいろんな活動について、見直しなり、新たな取り組みに入ってきております。先ほどありました三層五段階の関係、それから商店街でいろんなことをやっているNPOとかNGOの活動、それから地域社協でやっている、特に中心的にやっているふれあいの食事サービスであるとか、それと地活協、地域活動協議会の活動の内容、その辺と包括とがどういう関連があるかというのが一番大きな問題だとは思いますが、そもそも論になるのですけれども、この地域包括支援センターというのは本来は市町村業務であって、これを委託することができることであって、この包括というのは準公務でやっている、直営でやっている市役所と同じでございますと、極端に言いますと、それ以外に例えば商店街で高齢者の方の居場所づくりをしたり、それから例えば老人憩いの家において高齢者にそこに集まっていただいて何か事業をやる、老人センターもそうですけれども、そういうところの部分、NGOがやっている自主的な部分とうまく連携をとらないといけないとは思いますが、

それと、地域活動協議会ですけれども、この地活協というのは、ここ自体が何か活動していくというよりも、いろんな地域の活動の総元といいますか、資金的な面でいえば地活協を通じていろんな活動の資金を出していくというふうな形で、ここが全てをやるのではなくして、地活協の中に例えばこういう事業の運営の事業体がありますよ、例えば老人憩いの家の運営がありますとか、もしくは地域社協がやっているふれあい食事サービス、ここの運営に対して地活協としてはこれだけお金を出しますよとか、そういうことをやっているのが大体地活協なんで、地活協自身が自分たちでこういう事業を起こして、こういうことをいろいろやっていますというところまでにはまだなっていないというのが実態であります。

今いろんなことをおっしゃられましたように、やっぱり地域包括支援センターというのは、これは本来は役所がやるべき仕事を委託してやっていただいているということで、市なり区役所の出先機関でありますので、そこが中心となってあらゆる地域のいろんな活動をしている方々を集めて、いろんな問題解決、高齢者の問題を解決していく。これは国も今後またいろんな考え方を出されると思うんですけれども、この地域包括支援センターに求められるのは、今後、本当に高齢者だけで終わるのか、それとももっといろんなことも含めた地域に密着した相談支援窓口として、公的な立場としてもっともっと求められるということがありますので、そういう意味では、今日いろんなご意見をお伺いしましたけれども、地域包括支援センターのケア会議の充実もそうですし、それから研修も充実させて、その研修の中で包括の理解をもっともっと職員に深めていただくというふうな取り組みも必要だと思っております。

正確な回答にはなっていないかもしれませんが、本日いろんなご意見をいただいた分につきましては、それらを全て何らかの形で反映して行って、いいものにしたいと

思っております。 以上です。

白澤委員長

はい、それじゃ西川委員。

西川委員

私自身、ちょっと頭の中で整理しているんですけども、子どもの虐待を想像していて、その会議は保健所とか保健センターの保健師さんとか、私、家庭児童相談員としての専門職とか、民生委員とか、福祉部長さんとか、そういう行政の関係の中で個々の問題のある家庭、問題児とか虐待とか、そういうケースを出して、本当に実名をきちっと出してケアをしていく。どうすればいいか、ここの地域はどうかということの中での個々の解決を探っていくんですけども、このケア会議というのは、鶴見区のところの中で、「個人情報隠しつつなのでもう一声ほしいと思ったことがある」という中で、個人情報を出さないと問題のある高齢者の虐待なり生活環境なり、いろんな問題をどのように出してみんなで会議するのか。それにはやっぱり婦人会とか老人会とか、もしくはそういう団体の人がその中にいたら秘密は守れないと思うんですよ。ある程度、民生委員は秘密出してはいけないというのがきちっとあるから、きちっとそれは守っていけるけれども、やはりそういう各種団体のそういう人たちの中で、もしくはもっと進めていってここの家庭の人たちのことが出されたときに、秘密を守ってくださいというのはやっぱり無理なところがあると思うので、地域ケア会議というのは、私はそれほど深く解決の糸口にはならないんじゃないかなと。

ただ、その地域に独居老人がどれぐらいいて、何歳以上の2人暮らしの人がいて、障がいの高齢者の人が何人かいてという、ふれあい喫茶がありますよ、ふれあいの食事サービスがありますよ、介護で体操やらがありますよ、だからみんなをそこへ連れ出してくださいというような、そういう地域のふわっとしたものにはなるけれども、本当に必要な高齢者個人に対する支援の充実とか支える設備、そういうものに対して地域ケア会議がどこまで充実して取り組んでいけるのかというのは、やはり中に入ってくるケア会議の住民組織との開催という、ネットワーク委員会とか、私はそれはよくわからないんですが、やはり秘密は守ってくださいと言ってもなかなか。

白澤委員長

だから、守秘義務の絡みと大阪市の方針と、実際に地域ケア会議でどういうことやられているかと、少し事務局からご説明いただいて。

事務局（藪本）

そうですね、委員のおっしゃっていること、よくわかるんですけども、本当にある意

味ケース・バイ・ケースでやられていると思うんですね。本当に緊急性があったりというふうなケースにつきましては、必要なメンバーを限って、限ってといいますか、必要なメンバーに集まっていたいて、本当にそこでは最小限ですけれども情報を出しながら支援の方策を検討していくような会議はやっております。

ただ、そのときに、本当に不要な情報は出しませんが、必要な情報は開示してやっております。ただ、その資料はきちりとそこに置いていただいて、緊急な支援のための会議というのもやっておりますし。

また、別の同じ地域ケア会議ですけれども、早急に支援が必要などといいますか、そういうケースではなくて、実名を隠しながら会議、問題点を掘り下げていくことによって、同じようなケースが出た場合にそれぞれの方がどんな役割を担えばいいのかなというふうなことを考えていただくような、そういうケア会議もございますので、そこは包括がケースにより、状況により、いろいろ考えながらやっていただいているというふうに思っております。

事務局（山本）

高齢者虐待のケースについては、区役所と包括で重要な部分の方針なりというのをまず決めるんですけれども、その後には地域の関係機関なり社会資源なりでどのような具体的な役割分担を担っていくかというような部分で地域ケア会議を開催しております。

具体の虐待の通報がありまして、具体のケースに対する対応をしていくに当たりましては、一定限られたメンバーに限定しますけれども、実名も状況も全て明かして、具体的にどこがどういう役割を担うかということを地域ケア会議の中で検討しております。ですんで、必ずしも全ての地域ケア会議で個人情報全てを記録しているとかいうわけではございません。

白澤委員長

よろしいでしょうか。

虐待については大阪市の虐待対応マニュアル、一度ごらんいただけたらと思います。その中で、責任はやっぱり市町村ですから、区の担当者が責任を持つと。そこに地域包括が一緒になって地域ケア会議をやっていくという、そういうマニュアルがございますので、一度お読みいただければと。ほかにいかがでしょう。

中尾副委員長

鶴見区の、障がい者に対する地域ケア会議がないと書いてありますよね。

住之江区はきちりと障がい者の自立支援協議会があってというようなこと等、きちり認識してやっているんですね。やっぱり相談支援員とかそこら辺のシステムとか、この包括がきちりと区の自立支援協議会の存在とかそのところがわかっていてこう書

いてきているのかどうか、ちょっとわからないんですけどね。

研修の中にこれから先、精神障がいを入れていくとか。私としては包括が、先ほどおっしゃられたように障がいの方々の、社会的弱者の方々の相談支援を地域包括が担っていかれるという方向性を持ってやられるのだったら、それはそれでいいと思うんですけども、今、実際問題、障がい者の自立支援協議会とかというのが区にあって、相談支援センターもできているんなことやっている状態で、包括がここまでどんどんどんどん引き受けていくというような感じというのは、障がい者施策と高齢施策と何かちょっとわからなくなるんですが。

現場からこういうことを言われたからといって、こういう方向性でいくというのはね、ちょっと教えていただければと思うんですが。

事務局（藪本）

非常に厳しいご質問で。確かに昨年度から障がい者の方の自立支援のセンターを各区に1カ所つくりまして、障がい者の方の支援はそちらのほうでやるというふうな形で大阪市進んでおります。それができたときには、包括の全体の連絡会の中でも、そのセンターの役割というのをしっかりと周知をさせていただきました。

ただ、施設も、区によって、施設によって、活動についてはまだ1年目ですので、これから、取り組んでいる内容も若干いろいろ温度差があるかと思えますし、当然65歳以上で障がいをお持ちの方については一緒に支援していかなければいけないというふうなところ、連携のあり方、協力体制のあり方を今ちょっと地域の中で模索しながらやっているというふうなところが正直な状況でございます。

白澤委員長

僕、3点ほど。

1つは21ページが一番下なんですけど、応用評価基準で1が個別ケース検討の地域ケア会議、2が事例検証のための地域ケア会議。これ、1と2の関係というのはどうなっているのかというのを教えていただきたいのが1点目です。

2点目は、ちょっと7ページ開けていただいたらいいんですが、これは鶴見区ですが、これ多分太線が地域包括ですが、だから3つの地域包括がそれぞれ支援困難事例検討しているという図なんですけど、例えばここから地域のニーズを取り出すといったときに、代表者会議の位置づけをどうするのかというのを、ぜひ大阪市の中に位置づけをしてほしいんですが、この生活圏域である1包括の中に代表者会議を位置づけるのか、あるいはこの3つの中で区の運協が代表者会議、国も運協が代表者会議にかわってもいいと書いてあるわけですね。というのは、何か評価をするということだけではなくて、やっぱりそれぞれいろんな団体が参加をしていただかないかので、評価型から参加型に運営協議会を変えていってもいいんだと、こういうこと書かれているんですが、それを大阪市の場合は地域二

ーズは区まで一遍にあげてしまうとか、それとも各包括の中でやれる部分はやるというような代表者の何か位置づけを考えるのか、これをきちっとやってあげないと、地域包括はなかなか、活動、地域ニーズにどう応えるかというのが大変やりにくいのではないかなというように思うんですね。

3つ目は、これは我々の首を絞めることにもなるんですが、やっぱり市の運営協議会というのは、区であがった課題で市の課題というのにも出てくるんだと思うんですね、そういうような報告を受けていたら。

だからそのときも、運営協議会は参加型の運営協議会に市の協議会もしていけないといけないというようなことになれば、いろんな団体をご参加いただいていたたり、あるいは行政としては施策立案をしていくパワーを持っているわけです。そういうようなことで、じゃあ市の協議会はどのような地域の各区であがってきた地域ニーズをもう一度吸い上げて市全体としての議論をしていくのかと。そのときに、いろんな団体のリーダーの皆さん方がお越しになられているわけですから、そこはどう持ち帰ってやっていくのか、同時に行政もいるわけですから行政として施策にどう反映するのか。そういう何か整理を少ししていくことが実は最後の27ページで国が言っている実務者レベルから代表者レベルというこの大きな流れで、個人の事例から政策形成機能というこういう流れの中で、そんなにきれいにはいかないと思うのですが、行政としての提案としてはきれいな提案をしていただければ、それぞれの地域やこの協議会も、今までの評価をするという機能から一歩踏み込んだ機能に変えていく必要あるんじゃないかということも、ぜひ一度ご検討いただきたいと。そうすると、もしかしたら委員会の組織構成も少し見直さなきゃならない部分も出てくるかもわからない。ということを含めてご検討いただければ大変ありがたいというのが、提案というかコメントということでございます。 以上です。

事務局（藪本）

1点目の21ページの個別ケースの地域ケア会議と事例検証です。

個別ケースは今の個別のケースの振り返りなんですけれども、事例検証は、こちらの評価の手引きのほうにも書かせていただいているんですけれども、振り返りのための事例検討といいますか、外部の先生にお願いしまして、今までのケア会議が本当に適正に行われたのかという、そのケース、支援を含めた振り返りというふうなことで事例検証というための地域ケア会議という位置づけにしております。

2点目なんですけれども、代表者会議というふうな位置づけは包括の圏域ごとなのか、区全体なのか。それは、理想は包括の圏域になるのかなと思うんですけれども、むしろこれにつきましては、私どもも先生方のご意見をいろいろいただいて、少し検討していきたいというふうに思っております。基本は包括の圏域ごとでできたらいいのかなと思いますけれども、そこまでのパワーとか、そこまでの深まりが包括の圏域だけでできるのかなと。まだ一定の期間は区でやりつつ、力がついてきたら圏域におろしてもいいのかなとい

うふうに思ったりしているんですけども、ここはぜひ先生方のご意見をいただけたらなというふうに思っております。

3点目、市の運協についてですけども、これも本当に先生方のご指摘どおりで、市の運協のプログラムでありますとか持ち方そのものを少し検討してやらないと、それと、区からあがってきた課題のまとめ方ももう少し整理をして、その課題について先生方から積極的にご意見いただけるような、そういう中身にしていく必要があるのかなと思いますので、それをまたご相談させていただいて、ぜひそういう形にしていければというふうに思っております。

白澤委員長

はい、それじゃ。

壺阪委員

今先ほどちょっと、区で独自サービスについて一定把握しているということですよ。もう一つは地域ケア会議でいろんな意見が出てきますよね。区長権限ということだから区で予算をある程度、区はかなり大きな金扱っていますから、その金を使うということができるのかな。ですから地域ケア会議いろいろ要望出てきますよね。全部市まであげるかどうかは別にして、市にあげないけども区で非常に大きな問題というものについては、このこういうことがありましたということを担当職員が区のほうへというようなシステムをつくってあげたほうがいいのではないですかね。何でもかんでも市でできることじゃないですからね。

実際にした人といっても、地域に行けば地域に行くほど、金が細かいとか結構出てきますので。ちょっとしかお金でできるところもあるし。だから人的なやつも解決可能になったこともあるので、この出発してから余り時間経ってませんから、そういうシステムみたいなものをつくってあげたら、ケア支援もやっていただいて、どこをどういうふうにやっていったらいいんかということを、一応示した上で要望してもらわないと、何でもかんでも区に言われても困るし、何でもかんでも市に言われても、できることできないことはっきりわかるんですけど、ひょっとしたら、動いたらできるようなことについては、やってあげたほうがいいと思うんです。逆に市のほうから区のほうにこういうことがあるので区の段階で予算つけてくれませんかとかね、そういうシステムはできませんかね。

事務局（久保）

非常に難しい問題でございまして。ただ、今年度の予算がそうだったんですけども、どうしても今おっしゃいましたように何かをするというのは予算が必要になってまいります。この包括を運営しているのは、これは介護保険事業会計という、細かい話ですけども、介護保険、保険料を集めたその会計の中でやってる部分と、それと行政が一般の税金でや

っている一般会計のものだが、どうしてもこういう状況になりますと、色分けできない部分もございますけれども、そういうものも含めて地域のために、いろんな活動のための資金ということで、今おっしゃいましたように区のほうから予算要求をあげていただくなり、もしくは大阪市の局のほうで何かをして区のほうにお渡しするとかいうのは、一定検討はしていかないといけないとは思いますが、予算要求に向けてちょっと考えさせていただきたいと思います。

事務局（藪本）

それと同時に、今回は区から出てきた報告をそのままあげておりますけれども、その報告自体の中で、これは区でやっぱり検討して解決していただかないといけないものと、大阪市のほう、市全体でやはり解決しないといけないようなものが見えるような、そういう書式なり報告の仕方なり、そういったものも予算と区長の権限等々とあわせて同時に整理をしていかないといけないかなというふうに思っております。

白澤委員長

よろしいでしょうか。

大変重要なテーマが幾つも残っているわけですが、地域ケア会議そのものが何か随分動き出しているという気がいたします。その動き出したものを、うまく行政とか運協が支えていくという仕組みをどうつくるのかということが、きょうの大きなテーマだと思います。ぜひ、動いたけども何かいつの間にかはしごが外れていたみたいな話にならないように、我々のほうで準備をすることは非常に大事だと思いますので、事務局、ぜひよろしく願いをいたします。

よろしいでしょうか。それでは報告事項に入らせていただきますが、1つ目が選定部会報告、事務局からお願いいたします。

【報告：選定部会報告（運営、選考の基準・方法・スケジュール、選定評価の配点及び圏域）】

事務局（藪本）

それでは、の資料をごらんいただけますでしょうか。25年度の地域包括支援センターの選定の基準の報告と今後のスケジュールをご報告させていただきます。

まず1ページをめくっていただきまして、公募する地域包括支援センターの運営についてということでございますけれども、公募の法人等々の条件につきましては昨年度と同様になっております。

今回公募しますのは、26年4月から、圏域によって異なりますけれども、3年から5年の委託期間ということになってございます。今回は12区16圏域、公募する形になって

おります。

選考の基準・方法・スケジュールについてでございますけれども、四角囲みの中を見ていただけますでしょうか。

5月29日に第1回の選定部会、6月12日に第2回の選定部会を開催しております。本日、この運営協議会で報告をさせていただいておりますけれども、8月1日から9月18日が募集要項公示という予定にしております。この間に説明会を開催しまして、応募の受け付けを行ってまいります。10月の下旬から11月の中旬にかけて選定部会を行ってまいります。その審査を取りまとめをしまして、11月の下旬から12月の中旬にかけて再度最終の選定部会、そして運営協議会を経まして受託法人を決定していくという計画となっております。

2ページ、配点の基準でございますけれども、大きな項目については昨年度と変わっておりません。法人に関する事項、そして、センター運営に関する事項と事業の計画ということになっております。この3点につきまして配点の基準ですけれども、法人に関する事項が20点という形にさせていただいております。そのほかは変わっておりません。下の欄でございますけれども、前回の委託期間の実績でございますけれども、ここにつきましては今回少し幅を持たせております。主な変更点としまして、この前回の委託期間の実績におきまして、加点と減点の内容を一部変更しまして、配点についても一部変更をさせていただきました。

3ページですけれども、26年4月に実施をしていただきます包括の圏域でございます。12区16圏域でございます。人口等々、担当圏域、こちらの表でお示しをしておりますのでございます。以上でございます。

白澤委員長

どうもありがとうございました。

今年度の新しい募集ということですが、選定基準等についてご説明いただきました。

何かご質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

なければ、2つ目の報告事項。

【報告：地域包括支援センター及び総合相談窓口(ランチ)の移転等について】

事務局(藪本)

資料の4でございます。地域包括支援センター及び総合相談窓口の移転等についてということでございます。

1ページめくっていただきまして、今回、西成区の北西部包括と浪速区のスワンなにわ、ランチですね、こちらのほうが建てかえ等によりまして移転をしております。

そして、名称の変更でございますけれども、鶴見区の茨田北地域総合相談窓口、ラン

ちでございますけれども、こちらのほうの名称が茨田北から茨田地域総合相談窓口ということで変更となっております。この変更の理由ですけれども、当初はこの地域は茨田北小学校区、茨田北の小学校と茨田北中学校に位置していたんですけれども、小学校の分離に伴いまして「北」という名称がとれております。非常にわかりにくいということで、今回「北」という名称がとられるということで、区の運協のほうからご報告がございました。以上でございます。

白澤委員長

どうもありがとうございます。

ご質問ございませんでしょうか。

では続きまして、新たに設置した地域包括支援センターの状況報告について。

【報告：新たに設置した(平成25年4月)地域包括支援センターの状況報告について】

藪本課長

資料5でございます。1ページをあけていただきまして、25年4月に新たに設置をしました2つの地域包括支援センターの状況の報告でございます。これは住吉区の西地域包括支援センターと東成区の南部地域包括支援センターでございます。この2カ所につきまして、そちらの資料にお示ししております、5月27、28に運営の確認に行っております。

2番の実態の確認の状況でございますけれども、総合相談の業務などですけれども、非常にしっかりとやられているというふうな状況でございます。トラブルもなくスムーズに進んでおります。ただ、やはり精神疾患の方の支援ですとか、ケアマネさんからの相談内容が非常に多く、追われているというふうな状況でございました。地域ケア会議につきましては、実績のある方がこちらの包括にいらっしゃいましたので、しっかりと開催をされているというふうな状況でございます。ただ、開設してすぐに、生活保護の方が行方不明になったりというふうなことで、非常に区と連携をする場面があったんですけれども、なかなか連携に課題があるというふうなことのご報告がございました。

高齢者の虐待とか権利擁護についてですけれども、まだまだ件数は少ないですが、しっかりと区と連携をとりながら対応ができているという状況のご報告がございました。やはりここでも、丸の3つ目でございますけれども、処遇困難事例には精神疾患のある方というふうな方が非常にやはり対応に苦慮しているというふうなご相談があったようです。

介護予防の二次予防事業の対象者へのケアマネジメント業務についてでございますけれども、複雑な流れをしっかりと理解をして対象者にアプローチをしていたと、非常に訪問なんかも積極的に行っていたような状況であったと聞いております。また、一番下の三角ですけれども、個別通知による基本チェックリストの返送がないケースというのは、やはり地域の中で潜在しているケースの可能性が高いというふうなことから、地域のいろんな

見守り事業に同行するなど熱心に取り組んでいただいているというような状況がございました。

今後の課題ですけれども、2カ所とも、高齢者の支援をする中では、非常にやはり区役所との連携が重要でもあるし、またいろいろ課題もあるというふうに感じているというふうなことでございます。こういった問題につきましては、各地域包括支援センターの運営協議会において、区の中でもしっかりと検討していただいて、それでも課題解決しないような問題につきましては、また全体の問題として市のほうでもしっかりと考えていきたいというふうに思っております。以上でございます。

白澤委員長

はい、どうもありがとうございました。

よろしいでしょうか。

それじゃ6番目、平成25年度認知症高齢者支援の取組みについて、事務局からお願いします。

【報告：平成25年度認知症高齢者支援の取組みについて】

事務局（小倉）

それでは、資料の6でございます、平成25年度認知症高齢者支援の取組みについてご説明をしたいと思います。

お手元の資料を見ていただきますと、一応タイトルの下に「地域における医療と介護の連携を中心として」ということでサブタイトルをつけさせていただいております、この間、認知症の高齢者支援の取組みということで、地域において医療・介護・福祉の連携を強化していくということによって、認知症の早期発見なり早期の対応ができるということで、さまざまな事業をやってまいりました。お手元のほうにありますからまでございますが、時間の都合もございますので、かいつまんでご説明を申し上げます。

まず、の認知症等高齢者支援地域連携事業でございますけれども、この事業につきましては、平成21年から例えば区の社会福祉協議会を中心として、福祉と医療の連携をするとか、各区の医師会が中心となっていて同じような事業をやっていくというふうなことで、いわゆる3年計画ということで連携強化を図ってまいりました。大阪市として、平成24年、昨年度からそれを全部まとめまして、新しい事業ということで、ここに書かせていただいておりますように各区の医師会のほうに委託をいたしまして、ここに書かせていただいております各区における認知症高齢者支援ネットワークづくりを進めてきた事業を統合いたしまして、引き続いて今までやってきていただきました連絡・相談会の場を設けまして、認知症サポート医との連携体制を継続的に深めていくということとともに、いわゆる関係機関・市民等に対する認知症の周知のための啓発事業を行うという事業を昨

年度から実施いたしております、今年もやっていくということにしております。

の認知症医療支援事業でございますが、特に（４）の認知症地域医療支援研修事業（拡充）ということで書かせていただいております。拡充といいますが、実際には今年度25年度からの新規事業ということでございまして、中身といたしましては、例えば（１）にあります、かかりつけ医の先生方に対して認知症の対応力向上研修というのを毎年やっておりまして、今現在までで大阪市内で600名ぐらいの先生方に研修の受講を終えていただいているわけですが、そういう認知症の専門的な医療の研修は大事でございますけれども、地域で、認知症の患者について、どこに例えば福祉的なところをつないでいくのかということが非常に大事になってまいりますので、かかりつけ研修を終えられた先生方を受講対象者にいたしまして、認知症の早期段階でのケアマネジャーですとか地域包括との連携とか、そういうようなところについて連携をしていただくということで、今回新たにこういう研修事業をやっていこうということで考えております。なお、ここにありますように、大阪市内を4つの医療圏域に分けておりますので、その4つの圏域ごとに公募をいたしまして事業をやっていくという予定にいたしております。今現在は準備をしております、8月実施に向けてやっておりますので、間もなくできるのではないかとこのように思っております。

次に、の認知症緊急対応事業、これも拡充ということでございますけれども、この事業につきましましては、いわゆる認知症の周辺症状でございますBPSDという、例えばここに書かせていただいているんですけど、暴力行為とか異食行為などによりまして在宅での生活が困難になってくるというケースがままあるということで、地域包括支援センターなども含めて、そういう方々に対して緊急的な一次入院をするところがないのかという要望が多々ございまして、そのことを受けて我々として何とかできないかということで、一応、大阪市内の認知症医療をしていただいております、なおかつ認知症のベッドをお持ちの病院に働きかけまして、協力病院ということでそちらのほうに入院をしていただくと。一定症状が落ちつけば、また在宅に帰っていただくという事業を考えております。なお、この事業をする際においては、地域包括と病院との間をコーディネートする方を採用いたしまして、その方に調整をしていただきまして、病院とのつなぎをしていただくという事業を今準備いたしております、協力病院に対する要請ですとかコーディネータのこれからの採用等ございまして、これについては9月実施に向けて作業をしていくところでございます。

それから、の認知症対策連携強化事業でございますが、ここだけは、平成21年度から認知症疾患医療センター、3つの病院について地域包括との連携等について地域支援推進委員という嘱託の方を配置して事業をやっておるわけでございます。

それと、最後でございますが、先ほど新田委員のほうからご質問ございました点でございますが、の高齢者相談支援サポート事業の中の（１）の相談支援事業ということで、先ほどご質問ございました点については、ここにありますように、地域包括支援センター

等に対しまして、認知症を初め複合的な課題を抱える対応の難しい個別具体事例への支援方法について、専門的かつ総合的な助言・指導を行うという事業をやっておりますということで、説明を終えたいと思います。ありがとうございました。

白澤委員長

新田委員よろしいですか。

それじゃ最後ですが、コミュニティソーシャルワーク推進事業について。

【報告：コミュニティソーシャルワーク推進（地域生活支援）事業について】

事務局（藪本）

この事業、平成17年度から、社会的な支援を必要とする方を地域で支えるということで実施をしまっておりまして、地域包括とも非常に密接に関連しながら行ってきた事業でございまして、25年度から少し実施方法が変わりましたので、担当のほうからご報告させていただきます。

事務局（塩谷）

失礼します。総合福祉調整担当、塩谷と申します。よろしくお願いたします。

今ご案内がございましたように、コミュニティソーシャルワーク推進事業、昨年度まで地域生活支援事業という名称で行ってございました。これにつきまして、市政改革プランによる事業内容の再構築ということで、本年度から見直しを行っておるところでございます。

内容といたしまして、コミュニティソーシャルワーカーを配置いたしまして、地域包括支援センターでございましてとか区の保健福祉センターなどと連携しながら、こういった制度のはざまに落ちているような方も含めて、広く地域生活の支援を行うというような形で事業展開をしておりました。

まず、お手元の資料、コミュニティソーシャルワーク推進（地域生活支援）事業というのをごらんいただきたいんですけども、まず1番の実施体制でございまして、本事業につきましては、現在、大阪市内を東・西・南・北・中央の5つのブロックに分けて、事業者を公募いたしまして委託により実施しております。もともと最初にごございました平成17年度からの実施に当たりましては、大阪市社会福祉協議会さんに市内全域を一括で委託をさせていただいておったんですけども、今回、競争性の確保ということと、公募に当たって事業者が参入しやすいようにということで、市域をこの5つの圏域に分割して事業者を募らせていただきました。

委託事業者につきましては、1枚めくっていただいて、3ページ目の別紙1というところをごらんいただきたいんですけども、各ブロック、委託事業者を記載させていただいております。いずれも当該区の社会福祉協議会さんに受託をいただいております。結局、

各ブロックを構成する区社協のグループが共同体として受託をしていただいております。北ブロックであれば北・都島・福島・淀川・東淀川、この5区社協が北区社協さんを代表とする形で受託をしていただいております。

なお、そういった形で、この5ブロックそれぞれ、各区社協さんの共同体に受託をいただいておりますけれども、一番下の米印のところちょっと記載しておりますけれども、西淀川区と東住吉区につきましては、区長の意向によりまして、このブロック単位の事業委託ではなく、区役所のほうで直接ワーカーを雇用して実施するという形をとっておりますので、この枠組みの中には入っておりません。

本事業により配置いたしますコミュニティソーシャルワーカーでございますけれども、今申しあげたように各区におおむね1名の配置ということになっております。昨年度まで、おおむね中学校区ごとに配置できるように予算確保してまいりましたけれども、先ほどご案内いたしましたように、市政改革プランにおきまして国庫の補助対象ということで、24名分相当ということで縮小させていただいて、予算の範囲内で地域ニーズに対応した支援体制を再構築という方針が示されたことを受けて、こういった配置になっております。

続きまして、もとへ戻っていただきまして、1ページ目、2番目の業務内容のところでございますけれども、ここでワーカーが行うコミュニティソーシャルワークの業務につきまして、その機能によって大きく3つに分けて記載をさせていただいております。

1つ目が、制度のはざまにある要援護者等に対する相談支援ということでございまして、そういった方々に対する相談を受けて、こういった個別の対応、福祉サービス・利用援助に対するつなぎでございますとか、社会資源を活用するための支援ですとか、こういった活動をしておるといったのが1点目。

2点目が、(2)でございますけれども、コミュニティソーシャルワークの円滑な実施に係る連携の推進ということで、地域の福祉活動の担い手となっていただいている皆さんとの関係づくりを初めとして、関係機関との連携を図るといったネットワーク構築事業を日々重ねていただいております。

3つ目は、次のページに入りますけれども、(3)コミュニティソーシャルワークの効果的な実施に係る地域づくりへの支援ということで、地域における住民間の交流を促す取り組みでございますとか、これまで見守り等にかかわっておられなかった主体に参画を促すといった形で、地域の巻き込みといいますか、そういった地域のさまざまな主体の参画を促すということを業務の中身として取り組んでいただいております。

なお、本事業の対象者につきましては、昨年度まで対象者を限定せずに高齢者も含めて幅広く要援護者に対して対応していたところでございますけれども、本年度からは制度のはざまにある要援護者等に重点を置くということでポイントを改めまして、地域包括支援センターですとか障がい者相談支援センター等の整備が進んでおるといったことも踏まえまして、本事業の対象を、どちらかというところそういった制度のはざまに落ちるような要援護者等に重点をシフトするといった形で一定整理をさせていただいております。

その後ろの米印のところがございますけれども、区保健福祉センターとの連携というところがございますけれども、本事業の実施に当たりましては、先ほど申しあげましたように、区によって関係機関のネットワークでございますとか地域の福祉活動等の実施状況がかなり異なっております。また、今年度から、福祉施策推進パイロット事業ということで、各区が独自に新しい福祉施策を予算化して実施するといった取り組みも進めておりますので、そういった各区の状況の違いに応じて、当然、ワーカーの動き方でございますとか、地域の中でワーカーに求められる役割に違いが出てまいります。そういったことも踏まえまして、ワーカーが実情に合った活動ができるように、区の保健福祉センターと密接に連携して業務を遂行するというところで、本年3月に区の保健福祉センターと事業者との間でこういった進め方をしていくのかといった打ち合わせ会などもさせていただいたところがございます。

別紙1、超えまして、一番最後、別紙2のところがございますけど、本事業の関係図といますか、イメージ図でございますけども、右下にございますように支援を要する要援護者と書いておりますけども、こういった方に対してどのように支援・アプローチをしていくかというものをイメージ的に図示させていただいております。

まず、上のほうにございますように、区の保健福祉センターですとか地域包括支援センター等こういった窓口において相談を受け付ける、あるいは地域の見守り活動を通して把握をされた要援護者に対して地域生活支援ワーカーが直接出向く、あるいは地域の福祉活動の主体と連携をしながら問題解決に向けて相談支援を行ってまいります。

また、要援護者を支える地域の見守り・支え合いの取り組み自体も強化していくということで、先ほど申しあげましたように、ワーカーが地域づくり・仕組みづくりの支援を並行して行っておるところでございます。

本事業につきましては、4月から実施体制・役割を大幅に見直したところがございますので、委託事業者、区におきましても正直まだ手探りで進めてるようなところがございます。事業実績も含めて現時点ではまだ4月、5月の2カ月分しか出ておらないところではございますが、件数につきましても着実に今伸びてきておるといった状況でございます。

本事業、区におおむね1名のワーカー配置をしておるところでございますけども、この体制の中で可能なコミュニティソーシャルワークのあり方につきまして実施しておるといったところがございますので、地域の関係機関との連携、とりわけ地域包括支援センターさんとの連携というのは不可欠であると考えておりますので、また今後一層そういった部分の取り組みにつきましても区のほうと一緒にやって取り組みを深めてまいりたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

白澤委員長

はい、どうもありがとうございました。

何かご質問なりご意見ございますでしょうか。いかがですか。

1点、あれですが、コミュニティソーシャルワーク事業も地域包括支援センターの業務も基本的に変わらない事業をやっているというように思うんですね。ただ、福祉の谷間という人たちを対象にするということがあるので、そういう人材を入れることは私はいいと思うんですが、とりわけ地域づくり・仕組みづくりをこういうように別個にやってしまうと、地域の人たちというのはいろんな会議に出やないかんわけです。同時に、いつ見ても同じ人たちの金太郎あめ。そういうようなことをもう少しご配慮いただいて、行政の縦割りというのみずから改革していただくとということが大事なんじゃないかと。だから、この図を見る限りは全く同じことをやっていると見えるんですね。だから、個人の支援のところはいいと思うんですが、地域づくりというのはもう少し何か協働する位置づけを考えるべきなんではないかと。

同時に、区に1人というのは、1人職場というのは、大変私は難しいと思うんですね、仕事って。3人いたところが4人になれば、6の力、7の力が発揮できるんだけど、1人の職場というのは非常に、我流のそういう業務になるというのを誰がどうサポートするのか。というようなことも含めて、もう少しオール大阪でやっぱり議論をしていただきたいなというのを個人的な意見として申しあげておきたいと思います。

以上ですが、ほかに何かございませんでしょうか。それじゃ事務局、ほかにいかがでしょうか。

事務局（藪本）

議題としては特にございませんが、実は次回7月16日のご案内を13時半から16時半、3時間のご案内しておりますけれども、15時30分ということで2時間で終えていきたいと思っておりますので、事後連絡にさせていただきます。

白澤委員長

どうもありがとうございました。